
【先端技術事業化メールマガジン 第 64 号 2006/4/12】

～Emerging Technology Business～

日経 BP 社 産学連携事務局

先端技術事業化サイト <http://innovation.nikkeibp.co.jp/etb/>

日経 BP 技術賞 <http://innovation.nikkeibp.co.jp/nbpta/index.html>

◎「お気に入り」への登録をお願いします。

◆知財ビジネスの現場から 第 4 回「恐怖の秘密保持契約—その 2」◆

今回は、秘密保持契約にまつわる“とても怖い”話をしました。安易に秘密保持契約を結んだために、訴訟で莫大な和解金を支払うことになったり、出願した特許を取られたりした話でした。今回は、そういう“怖い目”に遭わないようにするには、「どのような点に気をつけるべきか」について述べたいと思います。

秘密保持契約で、“痛い目”に遭わない最も有効な方法は、ズバリ、秘密保持契約にサインをしないことです。「そんなの当たり前だろう」と思われる方も多いかと思いますが、案外、これは難しいことなのです。

私が米国の研究所で、法務・知財担当として働いていた当時のこと。毎週のように、様々な装置やソフトウェアを売り込みに、外部ベンダーが訪ねてきました。そして、なかば“当たり前”のように、「会議の前に、この秘密保持契約書にサインしていただくことになっています」といわれ、当方の研究者が“気軽に”サインしていました。

そこで、「いったい、どんな秘密情報を得たのか」を聞いてみると、「単に価格表を見せてもらって、製品の概要説明を受けただけ」とのことでした。「秘密の情報なんて、何もなかった」というのです。それでも、後には、サインされた秘密保持契約だけが残ります。これは大変気持ちの悪い状態です。将来、現在の研究開発がうまくいって製品化した後に、そのベンダーから、「その開発は当社の秘密情報を流用している」とクレームを付けられる可能性を残してしまうからです。

そこで、どうしたかという、「原則、ベンダーとは秘密保持契約を結ばない」というルールを作りました。「秘密保持契約を結ばない範囲で、話せることだけ説明してください」ということにしたのです。そうすると、相手もなんとか製品を売りたいわけですから、会議の途中で当方の技術者から、いろいろ技術的な質問をされると、「知らない」とはいえません。つついセールスマン根性というか、技術者魂が出て

きて、知っていることを全部話してくれました。結局、“不要な”秘密保持契約を結ぶことなく、製品購入の可否を検討できたのです。

このように、秘密保持契約のリスクは、秘密情報の開示者側よりも、むしろ秘密情報の受け手側の方が大きいものです。余計な秘密情報を開示してもらったがために、もともと自分達が持っていた情報と混濁（こんだく）してしまい、後で「トレード・シークレットの流用だ」とクレームを付けられることが、最も怖いことなのです。

さて、不要な秘密保持契約にサインしないとしても、やはり、現在の研究開発活動の中では、どうしても他社と秘密保持契約を交わしてから情報をもらう必要のある場面が生じます。では、その場合、「どのような点に留意すべきか」というポイントを、参考までにいくつか紹介したいと思います。

1つ目は、「片務的（one-way）契約」と「双務的（two-way）契約」の違いです。主にこちらが情報を出す側ならば、相手側のみが秘密保持義務を負う「one-way 契約」にすべきです。余計な義務を負わないのが得策でしょう。反対に、主にこちらが情報をもらう側ならば、ちょっと“ズルイ”ですが、必ず「two-way 契約」を要求すべきです。会議や電話の中で、こちらのビジネス・プランや企業情報を、つい話してしまうかもしれませんから・・・。

2つ目は、「秘密保持する対象が明確に記載されているか否か」についてです。時々、製品や技術領域の限定についての記載がまったくなく、「相手から受領する、または会議の中で話す一切の情報を秘密にする」という契約を見かけます。しかし、時間が経ち、担当者が代わると、「何に関する契約だったのか」が、誰にも分からなくなります。必ず、「何に関する情報を秘密にすべきなのか」を明記すべきです。また、口頭で話した情報を秘密の対象にしたい場合は、10日以内に文書にして、その内容を特定すべきという規定も、義務を負う対象物を明確にする上で重要となります。

3つ目は、「秘密保持する期間が明確か否か」についてです。期間の定めのない契約や不明確な契約は、その情報が“公知”になるまで、ずっと秘密にしなくてはなりません。「公知になったこと」を、誰が判断するのでしょうか。3年間とか5年間といった、適切な期間を示しておけば、晴れてサッパリと“縛り”がなくなるというのが、お互いのためです。最近では技術革新のスピードが速くなっており、この期間が短縮化する傾向にあります。IT分野では、秘密保持の期間は通常2年です。

最後に、「自己の情報と相手からもらう情報の混濁を避ける」ことも重要なポイントです。特に、類似の研究開発を自社で行っている場合は注意が必要となります。当該部署に外部からもらった情報が伝わらないように、（1）人を分ける（2）場所を分ける（3）ファイルを分ける——などの“慎重さ”が望まれます。

皆さん、「秘密保持契約」を締結する時は、“細心の”注意を払うように、常日頃か

ら心がけてください。

志賀国際特許事務所
弁理士 ニューヨーク州弁護士
龍神 嘉彦

【お知らせ】

産学連携事務局では、このほど「日経 BP 社の進める産学連携プロジェクト」の活動をまとめたリーフレットを作成しました。日経 BP 社が取り組んでいる産学連携関連事業をまとめたものです。先端技術事業化サイト「産学連携プロジェクト」のアイコン（<http://innovation.nikkeibp.co.jp/etb/pdf/ETB2006.pdf>）からダウンロードできます。是非、ご一読いただければと思います。

【TOP STORIES】

◆最新の先端技術事業化サイトのオリジナル記事から、
続きは <http://innovation.nikkeibp.co.jp/etb/> をご覧ください

■【Venture Now】COCO・WA・DOCO（ココワドコ）、
SIP 対応 IVR 開発用ミドルウェア「COCO・RE・Ceiver」開発

明治大学発 IT ベンチャーの COCO・WA・DOCO（ココワドコ：東京・千代田、半田正浩代表取締役）は、このほど SIP（Session Initiation Protocol）に対応した音声応答装置（IVR：Interactive Voice Response system）を開発するためのミドルウェア「COCO・RE・Ceiver」（ココレシーバ）を開発した。
(2006/04/12)

■【Venture Now】ロコモジェン、横浜の開発研究所（PRIDD）を本格稼働へ

聖マリアンナ医科大学発ベンチャーのロコモジェン（東京・港区、赤坂和社長）は、このほどリーディングベンチャープラザ（横浜市）に開設した「開発研究所（PRIDD）」を本格稼働し、その開所式を 2006 年 4 月 12 日に開催した。開所式には、ロコモジェンと共同研究を進めている製薬会社の関係者も多く出席し、聖マリアンナ医大・難病治療研究センター長の西岡久寿樹教授が「聖マリアンナ医大発ベンチャー」について、特別講演をした。

(2006/04/12)

■【Venture Now】インフォクラフト、電気通信大学内に正式に本社を設置

電気通信大学発の学生ベンチャーである、インフォクラフト（東京・調布市、荒川淳平社長）は2006年4月、正式に同大学との共同研究の契約を結び、同大学共同研究センター内に本社を設置（専従2人）した。まず、この約3カ年に、大学での研究成果をもとにオリジナル技術の開発を進め、大学との連携、共同研究などのスキームをベースに事業を進めていく計画である。

(2006/04/10)

●メールマガジンの登録内容の変更や配信停止は

<http://passport.nikkeibp.co.jp/bizmail/sentan/index.html> をご参照下さい。

なお、変更等の際には、登録時にご指定いただいたユーザーIDとパスワードが必要です。ユーザーIDとパスワードが分からない場合は、

https://passport.nikkeibp.co.jp/bizpwd/search_pass/index.html でお調べ下さい。

◆弊社からのお知らせを不定期に配信することがありますので、予めご了承下さい。また、弊社の都合により配信を休止することがあります。

◆配信されたメールを、第三者に転送したり、Webサイトへアップするなどメールの再配信はお断りします。著作権は、日経BP社、またその情報提供者に帰属するため、掲載記事を許可なく転載することを禁じます。

◆広告掲載をご希望の方は sentanad@nikkeibp.co.jp へお問い合わせください。

Copyright (c)2006 Nikkei Business Publications, Inc.

All rights reserved.

先端技術事業化メールマガジンの次回発行は、2006年4月19日号です。